

## 長井市週休2日確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、長井市が発注する建設工事（営繕工事は除く）の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき、週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 発注者指定型

現場閉所により週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

(3) 受注者希望型（農林課が発注する工事においてのみ適用する）

現場閉所により週休2日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

(4) 完全週休2日（土日）（農林課が発注する工事においては適用しない）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、月曜日から日曜日までを基本とする1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、悪天候等、受注者の責によらず、やむを得ず平日に現場閉所し土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所を行うことは可能とする。

(5) 完全週休2日（農林課が発注する工事においてのみ適用する）

現場閉所による週休2日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(6) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(7) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(8) 週単位の週休2日（農林課が発注する工事においてのみ適用する）

対象期間の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが1週間に2日以上現場閉所を行うことは可能とする。

(9) 対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(10) 月単位の4週8休以上

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(11) 通期の4週8休以上

対象期間内の現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

(12) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(13) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(14) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

(対象工事及び発注方式)

第3条 長井市が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

(1) 緊急を要する工事（災害復旧工事を含む）

(2) 通年維持工事

(3) 修繕工事

(4) 対象期間が30日未満の工事

(5) 市長が対象工事に適さないと判断する工事

2 農林課が発注する工事を除き、発注者指定型で発注するものとする。

3 農林課が発注する工事においては、発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。

(発注者指定型による週休2日確保工事の取扱い等)

第4条 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費補正を行い、工事費を積算するものとする。

2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の週休

- 2日確保工事である旨及びその発注形式を記載する。
- 3 受注者は、工事打合簿等において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休2日、完全週休2日（土日）、完全週休2日又は週単位の週休2日を確保する工程表等の現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日（土日）又は完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
  - 4 受注者は、工事名標示版に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
  - 5 受注者は、第2条第4号から第8号のいずれかの達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
  - 6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届け出るものとする。なお、完全週休2日（土日）及び完全週休2日においては、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
  - 7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日（土日）及び完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
  - 8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
  - 9 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿等で実施状況を協議するものとし、協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
    - (1) 振替休日が反映された工程表等の現場閉所状況を確認できる資料
    - (2) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む）の書類
  - 10 農林課が発注する工事を除く工事において、発注者は、変更（精算時）の積算において、受注者が完全週休2日（土日）を達成した場合、完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとする。また、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して工事費を積算するものとする。
  - 11 農林課が発注する工事においては、発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合、月単位の4週8休以上の補正係数を除して工事費を積算するものとする。また、完全週休2日又は週単位の週休2日を達成した場合、週単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。

（受注者希望型による週休2日確保工事の取扱い等）

第5条 農林課が発注する工事において、発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型による週休2日確保工事である旨を記載するものとする。

2 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休2日確保工事を実施するか否かについて発注者と協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。

3 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、第2条第5号から第8号のいずれかを確保する工程表等の現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日に取り組む場合において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

4 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

5 受注者は、第2条第5号から第8号のいずれかの達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

9 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿等で実施状況を協議するものとし、協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料

(2) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

10 発注者は、変更（精算時）の積算において、第2条第5号から第8号のいずれかの達成状況に応じ、補正係数を変更し工事費を積算するものとする。

(その他)

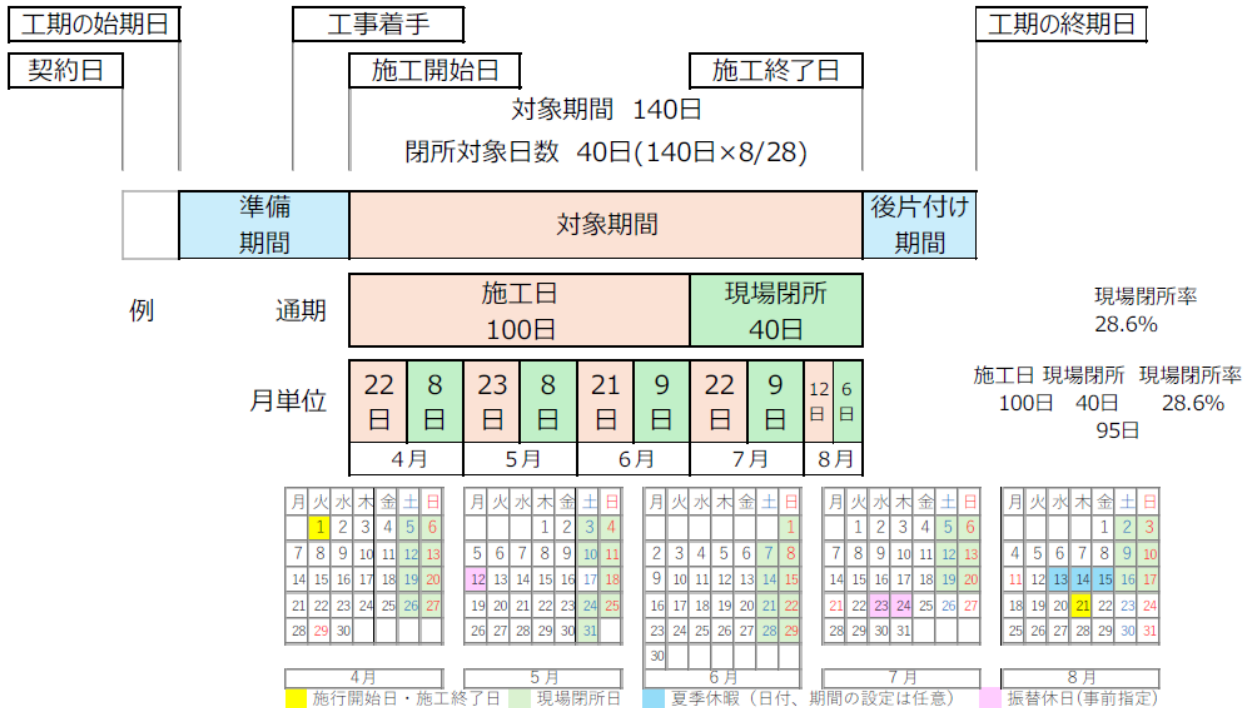
第6条 工事費の積算については、山形県県土整備部が定める「山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領」及び山形県農林水産部が定める「山形県農林水産部週休2日確保工事実施要領」の規定に準ずる。

2 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙1に基づくものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 週休2日確保工事における工期の考え方について

週休2日を確保するイメージ  
(発注者指定型)

※上図では対象期間内の現場閉所日数が40日以上となれば「通期」の4週8休以上。  
かつ、月ごとに現場閉所率が $8/28=28.5\%$ 以上であれば、「月単位」の4週8休以上。

- 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。
- 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- 「後片付け期間」とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。